

アルパック ニュースレター



お初天神の社務所（本文中に関連記事があります）

アルパック ニュースレター もくじ

1993年9月1日

- お初天神の鳥居完成 2
- 都市計画法、建築基準法の改正について 4
- ワークショップは楽し 6
- 注目される「官産学地」の連携 8
- 海洋療法“タラソテラピー”体験記 9
- 地域福祉活動ができるわけ 10
- ワークショップは育ちざかり 11
- 新刊旧刊書評紹介 13
- まちかど 14

NO. **61**

お初天神の鳥居完成

倉本 恒一

社務所の竣工

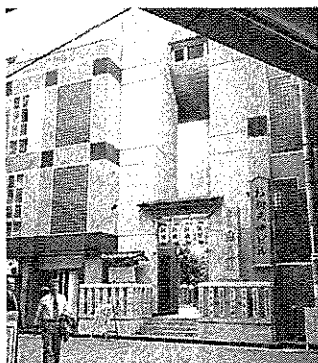
昨年6月にお初天神ビルが竣工したことは、以前のニュースレターでお知らせしましたが、このたび社務所が竣工し、境内整備事業もほぼ完成に近づきました。

お初天神、正式名称露天神社は、境内の飲食店街が名物ともなっていました。もともと戦後に不法に建ったヤミ市が飲食店に変わったもので、神社と店との裁判で和解した10年間の立ち退き期限となった平成2年にこの境内整備事業がスタートしました。

地価の高騰時期とも重なり、境内地の一角にテナントビルを建設し、その運用資金を元に社務所の建設や境内整備が可能という計画がたてられ実行されました。テナントビルは竣工時にテナントが埋まり、現在順調に営業されています。テナントビルと同時に着工した社務所は、約2年7カ月の期間を経て完成しました。

まちの人々のチームワーク

新しく整備された境内で、この7月19、20日に恒例の夏祭が行われ賑わいました。祭の舞台や屋台が建ち並ぶと、広く整備された広場も狭く感じます。舞台では、各グループが祭囃子に合わせてそれぞれ個性的な踊り方を披露するのが興味深いところですが、踊るには



賛助金を払わないと踊れないそうで、それでも年々参加グループが増えているそうです。このような神社での祭礼は地元の商店会が中心となった奉賛会の主催で行われます。

境内でのもう一つの名物になっているノミの市はこれとは別に生まれたもので、今では定着し、工事期間中も毎月開かれていました。

今回の社務所の完成と共に、境内整備のために地元の氏子や商店会の人々から寄進や賛助金が予想以上に寄せられ、社殿の屋根の改修や境内の玉垣、灯籠など予定を大幅に越える整備事業となりました。

お初天神の前の商店街は、アーケードの改修と共に、商店街の名称を「曾根崎センター街」から「お初天神通り」に変えています。センター街の名称はどこにでもあり、カタカナや横文字より、古臭い名前が残る方が大阪らしく、また地元の人々にとって「お初天神」の存在は大きいからとのこと。

梅田周辺はビル化し、まちの様子が新しく変わっていきませんが、お初天神を中心とするまちの人々のチームワークは今も変わることなく続いているようです。

木の香りが漂う社務所

建物は社務所と宮司職社（住まい）と神具庫（蔵）の3つの機能で構成されています。

建物を敷地や社殿の大きさとバランスさせるために、寄棟と切妻屋根の連続した2階建の3つの棟でまとめています。社務所の2階は会議や集会、あるいは仮設舞台を使った催しができるホール（参集殿）になっています。

舞台の背面は広く開放できる扉になっていて、ホールの周囲に張り出した回廊を介して

社殿と庭を望むことができます。いずれここで豆まきや餅まきをしようという話も出ています。

社務所は法的に耐火建築物にする必要があったわけですが、木造の伝統的な様式を取り入れるために外周部の手すりや窓枠、柱型、幕板、軒裏の垂木などに桧の無垢材をかなり使用しています。確認申請段階で主事と議論になりましたが、何とか許可されました。

内部の造作は桧材を主に、天井に桧板や床に赤身の松板を使用するなど本格的な木造仕様になっています。最近の新建材工法と違って、材料の割れやそりが出ないように厳選された材料と伝統的な施工方法で造られています。

一步、建物の中に入ると、木の香りが漂ってきます。

木目や生地の美しさを生かし、木組の見事な納まりなど随所に京都の宮大工の伝統技術を受け継ぐ大亀工務店の匠の技が生かされています。

新しくなった門と鳥居の復活

境内整備事業では、南の正門が新築されると共に鳥居が復活しました。当初の計画では（パースの中で）鳥居を入れていましたが、正門の前のスペースがあまりなく、また予算上きびしかったため工事契約からは外されていました。しかし、神社の役員の方からは是非復活したいとの願いで実現しました。

鳥居は総桧の明神鳥居造りで、柱や笠木など一本の材料は直径約1.2m、樹齢約300年の

原木から切り出されたもので、大亀工務店が直接、木曾の山に行き採りした銘木です。このような木は切ることも恐れられ、山の持ち主も滅多に譲ることがないということです。

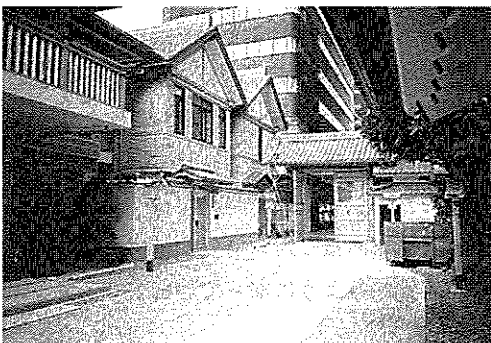
鳥居の材料となる木は、節やしみがなく、建ててからも振じれてこないような素性のよい木でないといけない、このような貴重な一本の木を見極めることの難しさを語る棟梁の話は興味深いものがありました。

四脚造り本瓦葺の正門（南門）に1枚が高さ3.7m、巾1.8mの両開の木戸が付き、立派な構えとなりました。正門横に付設した公衆便所も瓦葺で統一し境内の景観に調和させています。

境内整備事業はこれでほぼ完成し、事業としてはうまくいったということでしょう。竣工式で役員の方々がこの事業に対する感想を述べられていました。その中でも整備事業責任役員の方が、なによりも鳥居が復活したことを涙ながらに喜ばれたのが印象的でした。この事業は地元商店街の発展に寄与するという話、また各役員の手柄話なども当然ある中で、神社を象徴する鳥居が再建できたことに純粋な喜びを示されたものと思います。

大都会のど真ん中で、神社が地域のコミュニティの中心であると共に、土地の氏神への崇敬心が地域の人々に今も生き続けていることを改めて感じさせられました。

（大阪事務所 くらもと つねかず）



都市計画法、建築基準法の改正について

堀口 浩司

平成4年6月に都市計画法・建築基準法の一部が改正されました。その内容については各種の解説書^{*)}がでていますので、その詳細については割愛しますが、幾つか特徴的な事例を整理すると以下ようになります。

①住居系用途地域の細分化

これまでの3種類→5種類に細分化して指定できるようになる。これによって用途と形態について、よりきめ細かい指定が可能になる。また従来無かった沿道利用型施設(例、ロードサイド店舗や自動車関連施設)を許容する「準住居地域」などが新設されている。

平成8年度までに、用途地域細分化の作業が義務づけられている。

現 行		改 正 後	
用途地域	用途規制	用途地域	用途規制
第一種住居専用地域	事務所、店舗等の部分が床面積50㎡以内の一定の兼用住宅に限り許容	第一種低層住居専用地域	事務所、店舗等の部分が床面積50㎡以内の兼用住宅に限り許容
		第二種低層住居専用地域	床面積150㎡以内の一定の店舗、飲食店等を許容。事務所は第一種低層住居地域に同じ
第二種住居専用地域	事務所、店舗等の部分が床面積1,500㎡超又は3階以上にあるものを禁止	第一種中高層住居専用地域	床面積500㎡以内の一定の店舗、飲食店等を許容。事務所は第一種低層住居地域に同じ
		第二種中高層住居専用地域	床面積1,500㎡超又は3階以上にあるものを禁止
住居地域	規模にかかわらず許容	第一種住居地域	床面積3,000㎡超のものを禁止
		第二種住居地域	規模にかかわらず許容
		準住居地域	規模にかかわらず許容

②誘導容積制度の創設

道路等基盤整備が不十分な地区などで、地区計画区域内の総容積を超えない範囲内で、「目標容積率」と「暫定容積率」の2種類の容積率を設定し、配分することが可能になる。

道路等必要な地区施設を定め、その実現により高度利用が可能な建築物については目標

容積率(大きい方)が達成できるが、不十分な場合には暫定容積率しか達成できない。

③市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設(都市計画のマスタープラン)

住民の意見を反映させて、都市計画の基本的な方針を定めることが義務づけられた。ただし策定年限が規定されていない。

④その他変更になった点

- ・市街化調整区域内での地区計画が可能。
- ・地区計画区域内で地区整備計画がない場合、地主全員の合意でその策定要請が可能。
- ・自己業務用の開発行為に対する技術基準。
- ・都市計画区域外(特にリゾート地)などでの容積率設定のメニューが増えた。
- ・木造建築物の制限の合理化。

(3階建て木造共同住宅が可能になる。伝統的建築物などに対する建築基準法の一部適用除外。)

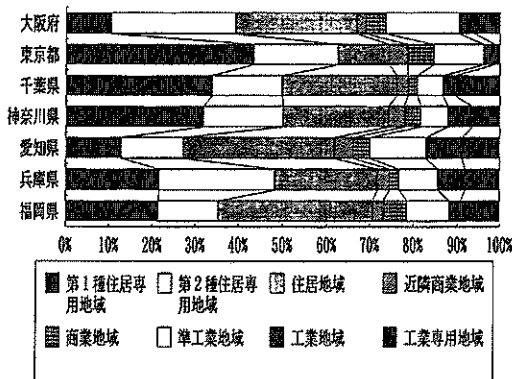
東京プロブレムへの対応

今回の法改正は、昭和48年の改正以降の社会的な変化に対応して、カラオケボックスや自動車車庫などに対する制限が加わったことでもあります。最も大きな動機付けとして、バブル経済下の地価高騰への対応があげられます。

東京圏では、商業系用途地域の指定面積が少なく、国際金融都市として国内外からの業務床需要が、商業系の地域の地価を押し上げ、それが周辺の住居系地域の地価高騰の原因になったという反省から生まれています。

そのため、住居系の用途地域を細分化して、商業業務床面積に対する規制を従来より、細かく規定するようになっていきます。

図 府県別用途地域の指定面積



我々の住む大阪都市圏では、このように商業業務施設が住宅地の中に入り込んできて、それが居住地の地価を押し上げるといった事態はほとんど見られず、東京固有の問題であったとも言えます。

全面的な見直しの機会

幾つかの市町村の方と話していると、動機付けはどうあれ、今回の住居系地域の細分化を契機にして、全用途地域について全面的に見直ししたいという声も聞きます。

昭和48年前後に定めた用途地域指定の規定の枠の中で、これまでは土地利用の動向に対応（追随）して、見直しをしてきました。この機会に、その都市なり地域の広域的な位置づけや都市経営上の戦略を反映したより積極的な位置づけで土地利用誘導を図りたい、そのためには住居系地域を細分化するだけでなく、全用途について見直ししないと理屈が通らないということになります。

用途地域の指定は、地価を規定するなど個人の権益と結びついているため、規制の強化や緩和は実際は難しいものですが、その都市計画区域全体のストーリーの中で、それぞれの地域を位置づけし、適正な指定をしていく。その結果、現在の指定より少し厳しくなったり、緩くなったりするということになります。

市民の合意形成

一都市計画マスタープランへの期待一

用途地域の変更を行うと、建築行為に対する制限が今より厳しくなったり、他の建物用途が許容されたりする。住民や土地所有者などの立場からすれば、「行政の思惑で勝手に権利制限が厳しくなったり、環境面で悪くなったりするのは、けしからん。」ということになります。

そこで「都市計画の基本的な方針（マスタープラン）」を提示し、それに基づいて用途地域の指定をして行こう。個別敷地レベルでの合意をつくるより先に、都市の全体像について合意をつくらうということになります。

社内で議論しているレベルでは、これは土地利用構想、再開発方針、市街地整備基本計画を合わせた内容になるのではないかと。何の準備もない市町村なら、計画の作成に2～3年、合意形成にも同じくらい時間がかかるのではないかと思います。

残念なことに、新用途地域の指定作業の方が先になりそうですが、今回の指定作業の中でも、その素案レベルの検討は必要になると言われています。

用途地域の原案について地元説明をする時などに、「都市計画に関する基本的な方針」の素案として提示し、地区計画や建築協定、場合によっては区画整理事業など地元への提案のきっかけにする、住民との対話の一つのツールとして利用するなど、積極的な使い方もあるかと期待しています。

*1) 解説書：

平成4年建築基準法改正の解説(日本建築センター)
改正都市計画法・建築基準法(新日本法規出版株式会社)

(大阪事務所 ほりぐち こうじ)

ワークシヨップは楽し

松本 明

魅力的な響き－“ワークシヨップ”

ワークシヨップを日本に初めて紹介したローレンス・ハルプリンによると、ワークシヨップとは「複数の人びとが、特定の目的をもって、特定の場所に集まり、自分たちの考えと行為をもって、何かをつくり上げていく集まり」だそうです。まちづくり以外でも美術や演劇など多様な分野で発達しています。

日本では、世田谷区の公園づくりワークシヨップ等が有名ですが、今や全国に広がり、来年には各地の事例交流の全国フォーラムが高知で開催されるそうです。

老若男女が集まってワイワイやりながら、自分たちが住み、働くまちの魅力を見つけだし、計画を作り、実現させてしまう。しかも住民と行政と専門家が一緒になってとり組めるワークシヨップ。理論的にも技術的にも発展途上ですが、魅力的なこの手法をただのブームに終わらせたくないと感じています。

公園づくりワークシヨップを例にとつて

コミュニティのための公園計画を例にとります。通常、行政は一定の計画案をまとめた後に地元に案を提示するわけですが、ワークシヨップ手法では、最初から住民が計画づくりの中心的役割を担います。行政が公園づくりワークシヨップの目的を近隣住民や団体に呼びかけ、関心を持つ老若男女数十人が集まります。1回目は「まち遊び」。地域一帯を歩きながらまちを再発見します。魅力的な樹木や生け垣などの資源、安全の問題等が共通の体験を通じて認識されます。

2回目は「デザインゲーム」による計画づくりです。7～8人程度のグループに分かれ、

たった3～4時間でコンセプトから模型まで作ってしまいます。このプロセスの様々な手法もワークシヨップの大きな特徴です。

第1ステップでは、その日のワークシヨップの目標とプログラム、関連資料が提供され、メンバーの紹介が行われます。「似顔絵自己紹介」などにより、お互い打ち解けて一緒に作業をする雰囲気づくりをします。

第2ステップは敷地の調査です。あらかじめ準備されたチェックリスト、たとえば「トイレはどこに設置したらよいですか?」「残したい樹木は?」等の項目に従って、参加者は敷地や周辺の課題を把握します。また紐を使って寸法を実感します。図面では難しいことも、現地ではすんなり判断されます。

第3ステップは目標選びです。抽象的になりがちな目標の議論に具体的なイメージを与え、また特定の人に発言が集中せずメンバーが平等に議論に加われるよう、「目標カード」という手法がとられます。できるだけ具体的かつ幅広い内容の目標が書かれたカード、たとえば「花壇や菜園、ゲートボール場、フリーマーケットや地域の祭りなど近隣住民が自主管理できる公園」「神社の境内や原っぱの雰囲気を持った懐かしい感じのする公園」といったものが十数枚準備されます。まず二人一組で議論して3案に絞り、さらに各ペア間で議論しながら最終的にグループで3つを選びます。カードの言葉に触発されつつ、各メンバーは公園へのもやもやとした願いやイメージに形を与えていきます。その結果、選ばれた目標は、多様な立場の人々の具体的なニーズに裏打ちされたものになります。

第4ステップは作りたいものを選びます。これも「季節の変化を告げるお花畑」「ちょっとしたあずまや」などのたくさんのカードの中から作りたいものが絞られていきます。

第5ステップは空間タイプ選びです。敷地計画は素人には難しいものです。そこで、植栽や広場の配置バリエーションにより「幕の内弁当型」「オムライス型」などの空間タイプが準備され、そこから一つ選択します。

第6ステップは模型づくり。色々な寸法の丸い色画用紙を使い、空間タイプに従って敷地図(1/200)をゾーニングします。また色画用紙に印刷された色々な樹木や遊具を切り抜いて起こし絵風に張り込み、色を塗ります。

第7ステップは相互評価。各グループの計画案を項目に従って皆で評価します。各グループの問題意識が全体のものとなります。

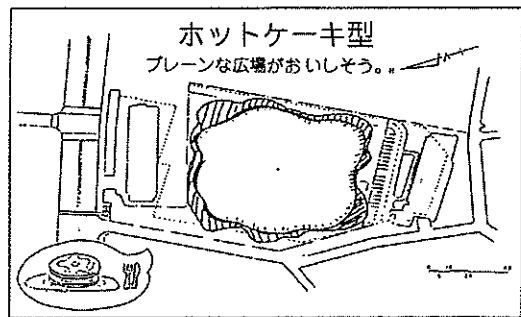
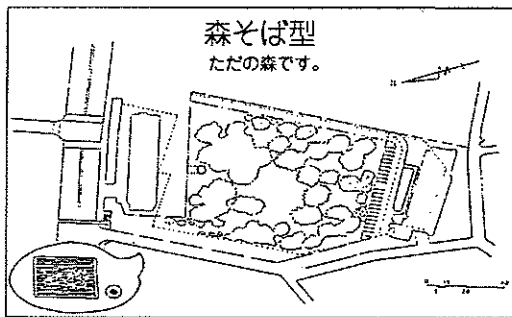
こうして作られた住民案をもとに、行政と専門家は公園の基本設計を行い、3回目のワークショップでその模型を提示します。参加者は自分たちのつくった案と比べながら、提示案の問題点を読み取り、それを小さい旗に

書いて模型の上に立てていきます。旗だらけになった模型を前に、行政、専門家、住民が改善案を出し合い、計画を煮詰めます。

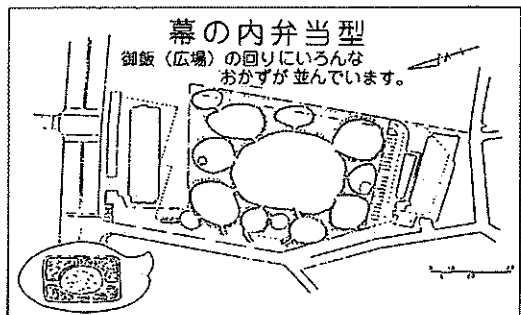
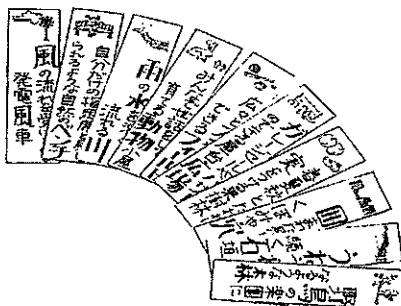
計画の「決まり方」のダイナミズム

デザインゲームでの計画の決まり方は、大変リアルです。あるプロジェクトで、「芝生の豊かな公園に」という声を中心だったところ、計画地に隣接してビニールハウスを営む農家の奥さんから「芝生は農作物に悪影響が出るので困る」という声が出されました。すると「農地に影響のない区域に植えよう」というアイデアが出てゾーニングが修正されます。また「落葉樹だと落ち葉の掃除が大変」という声が上がれば「落ち葉を集めて町内みんなで焼芋大会をやれば一石二鳥」とソフトでの解決案が生み出されます。ハード面だけでなく維持管理にも踏み込んでイメージが膨らみ、住民の中で合意が形成されていくプロセスは、デスクワークではなかなか生み出せないものです。「メンバーの合意さえあればよいから、計画案はどんどん具体的・刺激的になる」とはある専門家のお話でした。

公園の全体構成ダイアグラム



公園に欲しいもののリスト



ワークショップのこれから

弊社の研修会での実践経験しかなく、公園づくりという狭い分野の伝聞の紹介に過ぎませんが、ワークショップの輪郭がご理解いただけただけでしょうか。ともかく、目的に合わせた十分な準備と、結果をきちんと実施に生かすという立場さえあれば、ワークショップは実り多い住民参加手法の一つになりうると実感しています。

ところで京都市では、平安建都1200年を記念する梅小路公園の一角をワークショップ手法でつくってしまおうという企画をスタートさせるそうです。大変期待されます。

私たちが今後、色々な分野で京都発のチャレンジをしていきたいと考えています。なお、ワークショップの理論的背景や手法など、詳しくは下記の文献が大変参考になります。

〈参考文献〉

- ジェームズ・L・クリフト著『住民参加マニュアル アメリカにおける理論と実践』1992年横浜市企画財政局企画調整室（訳書）
- ヘンリー・サワ著『まちづくりゲーム—環境デザインワークショップ』1993年晶文社
- 『ワークショップに挑戦』1993年世田谷区（京都事務所 まつもと あきら）

さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況 さんきょう 近況

注目される「官産学地」の連携

霜田 稔

7月23日、学研都市「けいはんなプラザ」においてジョージ・コズメツキー先生の講演による「技術開発と地域振興」をテーマとし、アルパック、アルパックインターナショナル共催でシンポジウムを行いました。先生は、テキサス大学のビジネススクールの創設者であり、I C²研究所（革新・創造・資本の頭文字を冠した研究所で、テキサス州などの地域経済の発展に寄与）の設立者です。また、経営学、技術移転、起業創造の理論的指導者であるとともに、テキサス州都オースチンでの技術開発関連の地域開発・地域産業創造の理論的、実践的リーダーでもあり、優れた起業



創造への資金提供を行う財団の経営指導者でもあります。また、近年ロシア、中国、東アジアでの企業創造等についても実地研究とその多角的な人的ネットワークをもとに実践と研究をグローバルに展開しておられます。これらの経歴は、我々を大変刺激するものです。講演において提起された問題は多岐にわたりますが、概略を紹介させていただきます。

1. 技術開発は、地域振興の要であり、人類史での第4次産業革命でもある知的産業革命の決定的要素であることを強調されました。特に今後のグローバルな知識社会では、技術の優劣性が決定的であるとのことでした。
2. 効率的に技術を産業化する、起業化する地域社会システムを「スマートインフラ」と表現し、4つの要素を指摘されました。①人材（優秀な経営者、研究者の集まる生活環境や研究条件等）、②ノウハウ（経営の条件である技術、資本、人材を繋げるノウハウとして専門的人材支援、教育機能等）、③技術（研究機関、技術移転の機構、技術革新の風土等）、④資金（民間資金、及び新規資金）等の4つのファクターです。この中で注目さ

れたのは、「新規資金」として紹介されたそれぞれの地域でのお金持ち仲間による意欲的で大胆な投資的資金です。郷土愛とフロンティア精神を背景としたアメリカのベンチャー金融の存在です。

3. 国際的な知識ネットワークが起業創造の大きな支援要素であり、またインキュベーションには不可欠であることが指摘されました。IC²もテキサス州内の主要都市でのベンチャー企業、独創的技術情報、金融情報のネットワークをコンピューターシステムで構築するとともに、すでに、シンガポール、上海、モスクワに出先機関を設置し、活動を開始していると報告されました。あとの懇談会でも、日本を含めて東アジアの動向に注目していることを補足されていました。

4. アメリカのハイテク産業のテクノポリスとも言えるオースチンは官産学の成功した典型事例であり、特に大学の果たしている役割は注目すべき事例でした。先生も指摘されていましたが効果的でダイナミックな官産学地の連携は、これからの産業振興の不可欠の要素であり、関西学研都市の官産学及び地域の効果的連携は大変注目されることでした。

今回の講演にあたり、仲介と適切なコーディネーター役をいただいた桃山学院大学の後藤邦夫先生に深く感謝したいと思います。

(株)パブリックインターナショナル しもだ みのる)

海洋療法 “タラソセラピー” 体験記

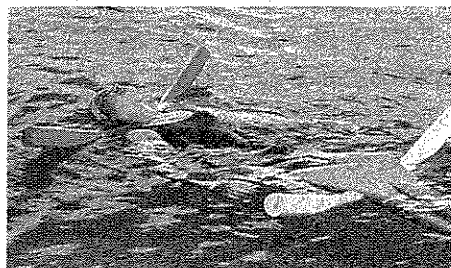
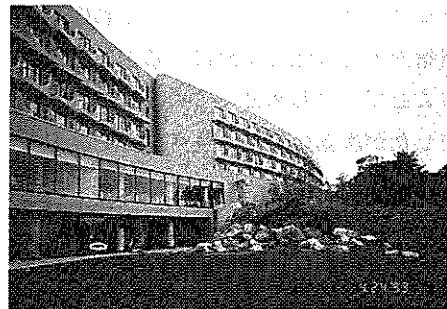
石川 聡史

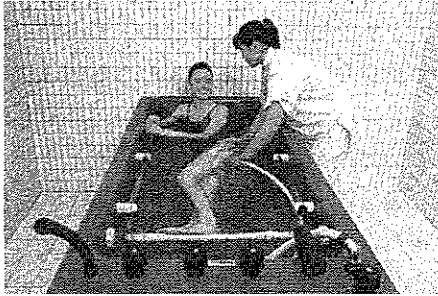
研修で三重県の志摩にあるタラサ志摩というリゾートホテルを訪れました。ここは日本初のタラソセラピー施設を取り入れたホテルで、われわれはその1泊2日コースを体験してきました。

タラソセラピーとは、海水や海藻を利用した健康維持や疲労回復のための自然療法のひとつで、スポーツ選手などがリハビリで利用したりすることもあるそうです。

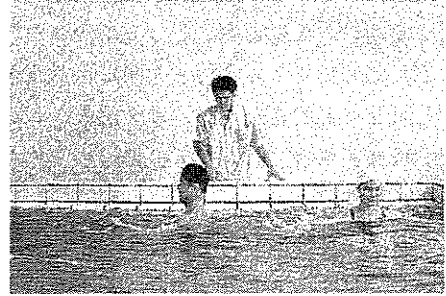
近鉄鳥羽駅から送迎バスで、施設の案内ビデオを見ながら20分、美しい入江に面したホテルに到着。建物は去年の8月にオープンしたばかりなので新しく、ロビーも広々としています。タラソセラピーを体験するのは翌日なので、この日はホテルの塩辛いプールで軽く泳いだり、サウナやジャグジーに入ったりしました。

さて2日目、タラソセラピー体験の日。朝食の後、水着のうえにバスローブというスタイルに着替えてホテル内のセラピーゾーンに行き、血圧を測った後、医師の間診を受けます。そこであらかじめ記入しておいた最近の健康状態についての問診表を医師にみてもらい、その人に合ったタラソセラピーのプログラム(3つぐらい)を決めてもらいます。社会人1年生の私はまだどこも身体にガタはきていないのですが、「社会人になったばかりで、たまに胃が痛くなることがあるんです。」





ウォーターマッサージ



ジェットプール

と言うと先生は「慣れれば自然に治ります。」の一言で片づけて、10数種のメニューの中から3つを選んでくれました。

1つめはエアロゾールというものでした。海水をマイナスイオンに分解して空中に漂わせ、体の中から吸収させるというものだそうです。青い電灯だけが光っている暗い部屋に入ると、デッキチェアが10個ぐらい並んでいます。そのひとつに横になりデッキチェアが全部埋まるとトレーナーが催眠術にかけるように囁きます。「…あなたはとてもいい気分です。…だんだん身体が軽くなります。…宙に浮いてきます。…」その気になろうとしても、隣の人の鼻息がふごふごとうるさく、集中できないうちに終わりました。2つめはハイδροマッサージバスといい、これは温海水の浴槽内で行う泡と水流による全身マッサージのことで、はじめはくすぐったいような感じでしたが次第に気持ち良くなってきます。最後はジェットプールといい、肩までつかるプールに入り壁の穴からでてくる水流を肩、腰、足などにあてて関節に刺激を与えるというものでした。肩凝りなんかに効きそうですが、私は体中悪いところはないのでどこまで効果があるのかよくわかりません。

われわれは体験コースだったので1回だけでしたが、このタラソテラピーは何日か連続して行う方が効果が高く、理想は半年に1度、6日間の療法だそうです。

ここはタラソテラピー以外にすることが何

もなく、何日もいると退屈してしまいそうですが、単なるプールや海水浴が売りもののリゾート施設と違ってコンセプトがしっかりしており、面白く感じました。機会があればまた訪ねてみたいと思います。

タラソテラピーというのは日本ではまだ知名度が低く、経営的には難しい点もあるでしょうが、リゾートとしてのポテンシャルは十分あると思います。

日頃ストレスがたまっている人は、一度体験されてみてはいかがでしょうか。

(京都事務所 いしかわ さとし)

地域福祉活動ができるわけ

三木 健治

京都の河原町通りと丸太町通りが交差する所に、人口約 2,500人の春日学区という小学校区を単位としたコミュニティがあります。西には京都御所、東には鴨川と、恵まれた居住環境にありますが、最近、都心の空洞化とともに人口の高齢化が進みつつあります。

その様な中、この学区では、行政に頼らない独自のデイ・サービスとして、「春日ミニケアサロン」というユニークな地域福祉活動を展開しており、注目を集めています。このようなユニークな活動は、どこの地域でもできるものではありません。では、なぜ春日学区ではこのような取り組みを行う事ができるのかを考えてみたいと思います。

地域活動⇔地域福祉活動

この学区の福祉の考え方の中心に「全ての地域活動は、地域福祉活動につながる（つなげることができる）」ということがあるようです。福祉ということ、サービス施設をつくる事だとか、特別な活動を行うといった狭義の意味で捉えないということです。（私も、地元の方に「あなたは、福祉活動を、さも大変なことのようになっている様だが、私達にとって福祉活動とは日常のあたりまえのことですよ」と言われました。）

例えば、学区の行事として、小学生の芋掘りがありますが、参加できるお年寄りには、参加してもらう。また、参加できないお年寄りには、小学生の手で掘った芋を届けるといったことを行っています。こういった小さな事が、学区内の世代を越えたコミュニティを形成し、福祉活動は特別なものではないという学区の土壌をつくっているのではないのでしょうか。

ボランティア＝近所の奥さん

社会福祉協議会内に、地域住民によるボランティアグループをつくっています（そのほとんどが女性）。ボランティアといっても、老人介護を行うといった本格的なボランティアグループではなく、近所のお年寄りに地域行事のお知らせを行うとか、お年寄りに声をかけるといった、買い物ついでに行えるようなことを主な仕事としています。

このように簡単なことですが、このふれあい活動によって、学区の中でお年寄りが困っていること、困っている人を漏れなく把握することができます。また、お年寄りには、近所の人に声を掛けられることが、地域の中で生活していることの実感につながるようになるようです。

地域福祉活動は一過性のものではなく、そ

の地域の住民が息の長い取り組みを行う中で、はじめて実るものだと思います。その意味で、今回紹介した春日学区のように、日常生活の中で福祉を捉え、住民自身が負担と感じない活動を行うことにより、継続的な取り組みを行うことを可能とし、地域の福祉活動自体の力をつけていけると言えるのではないのでしょうか。（京都事務所 みき けんじ）

ワークショップは育ちざかり
～ワークショップ体験記～
坂井 信行

ワークショップって？

「ワークショップ」簡単な英単語やね。ワークが仕事でショップが店だから、ワークショップは…あれっ？いや、そういえばそんな名前の設計事務所もあったっけ…

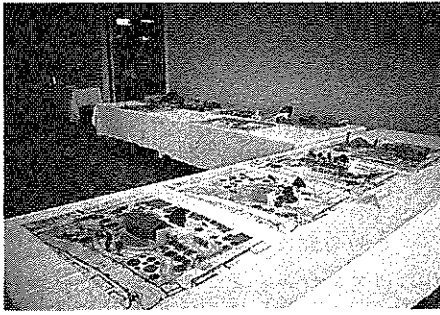
実は、今年の全社研修会で「ワークショップ」を体験しました。アルパックでも、ワークショップという言葉は知っていても、実際の内容について体験したことがない人が多か



まずは現地調査から



自然と手が出て、切る者、貼る者
お菓子を食べる者……



模型づくり約1時間の成果



無口な参加者1人1人の思いを知るための旗上げアンケート

ったため、自分達でもやってみようということになったのです。

ワークショップとは、本来は「何かをつくり出す作業のための集まり」を意味するようですが、研修会では公園の計画をテーマとしたデザインゲームが行われました。いくつかのグループに分かれ、似顔絵による自己紹介から始まって、自由な雰囲気の中、みんなでワイワイ、ガヤガヤ計画案をつくっていくというものです。

いいかもしれない

全てのプログラムが終わって最初に思ったのは、ワークショップというのはゲーム感覚で楽しいけれど、決められたプログラムに従って次々と意志決定を迫られる“いそがしい手法”だなあとということでした。

でも、みんなが参加できて、一人一人が自分でつくった気分になれるし“わりといいかもしれない”と次に思いました。

グループ内ではたいてい何でも勢いで決まっていくので、新しいアイデアをひねり出すのに向いているのかもしれませんが。そういう意味では、ワークショップというのは“たのしいヤツ”です。

ところが、できあがった公園のプランを見ると、さすがにみんなの意見が全て反映されただけあって、バラバラでまとまりのないものになっていました。“結果に悔いを残す手法やなあ”

ワークショップは専門家泣かせ？

主催者側からみれば、参加者にきげんよくアイデアを出してもらうための準備がかなり大変であることにも気付きました。“本番よりも準備の方が大変だ！”

今回はグループとしての案をつくっただけでしたが、実際には複数のグループの案は最終的に一つにまとめなければなりません。また、それを技術的にも実現可能な計画にしていく必要があります。これは主として専門家の役割になるのですが、大変難しく、まだ決定的な方法は開発されていないとのこと。まったく“専門家泣かせの手法”なのです。

ワークショップは育ちざかり

ワークショップはまだ未完成の手法ですが、最近ではよく耳にするようになりました。住民が主体的に関われる手法としてすでに各地でいくつか成果もあげているようで、今後もっと身近なものになってくるはずですが（僕自身もこんな文章を書いているうちにだんだん愛着が湧いてきました）。

いま「住民参加のまちづくり」から「住民主体のまちづくり」への転換が求められています。みんながもっと自分の住んでいるまちのことに関心を持てるような環境にしていかなければなりません。そのために、ワークショップという“育ちざかりの手法”が一役かえるのではないのでしょうか。

（大阪事務所 さかい のぶゆき）

新刊旧刊書評紹介

藤原 勇著 大蔵省印刷局発行

『 公 図 の 研 究 』 紹介 福井 守

社会の変化

わが国は、明治以降の都市化の進展、戦後の高度経済成長など社会の発展により、大量の人口移動が起こり、土地利用の状況に大きな変化をもたらしてきた。具体的には、土地の所有や利用の態様にも影響を与え、その結果として土地の細分化や地価の高騰などの現象が生じている。これは、土地に対する権利意識にも変化をもたらした。例えば、昔は地域社会の関係が親密で、紛争が発生した場合でもその解決は比較的容易であったといわれる。しかし、最近はこうした承認関係が崩れ、旧来の事実上の境界を争うケースが少なくない。こうした関係において公図が機能し、公図を頼りに土地を取得することも多く、その結果として公図にまつわる争いも少なくない。

公図とは

公図とは、旧土地台帳法施行細則（昭和25年）の「登記所には、土地台帳の外に、地図を備える」という規定により、登記所が保管している旧土地台帳法所定の土地台帳附属地図のことである。その後、昭和35年の不動産登記法の改正に伴い旧土地台帳法が廃止され、公図はその法的根拠を失ったものの、現在も不動産登記法第17条所定の地図が整備されるまでの暫定措置として登記所に保管され、土地の異動等に伴う所要の修正を加えて一般の閲覧に供されている。

公図の現状

公図がどの程度正確であるかを論ずることは困難であるが、公図作製の沿革からすると、距離・角度・面積等の定量的な面を別にすれ

ば、相当重要視できるものといわれている。具体的には、市街地地域や農村地域は、かなりの精度が期待でき、山林原野地域についてはあまり期待できるものではないといわれる。しかし、公図は、筆界が直線か曲線か、それぞれの土地がどの方向に配列されているかという点では一定の評価ができるため、関係土地の位置、形状及び地番を公証するものとして、事実上重要な機能を有している。

公図の研究

公図は、第17条地図が整備されるまで、それに代わるものとしての機能が期待されている以上、利用（閲覧）者も多い。そのため、「先祖代々の自分の土地が公図上は他人のもの」とか「公図の地番が間違っていて記載されている」などの問題に直面することもしばしば見られ、時には隣人との間で損害賠償や所有権（不）存在確認などの長く苦しい訴訟にまで発展することもある。本書は、これら公図の性質や機能、地積測量図との兼ね合いなどを整理したものであり、公図の取扱方法や役割等を記していることから技術的な手引書であるといえる。また、実際に問題となった事例にも触れ、判例を交えて解説されている。公図上の1本の境界線が自己の所有と信じて先祖伝来の土地を守ってきた人々の人間関係に及ぼす影響や、それに関わる明と暗（裁判所の客観的自由裁量による土地の線引き）など、技術面以外でも考えさせられる一冊である。

（名古屋事務所 ふくい まる）

まちかど

電 車 で 一 服

鵜飼 奈弓

島根県に一畑電鉄という地方鉄道会社があり、多方面に事業展開をしています。そのおもとである、一畑薬師や出雲大社を結ぶ路線の電車の中で、ヘンな光景を見ました。

2両編成の車両（ちなみに阪急電車と良く似ていた）の隅に、デンと構えた自販機。通学や買物客でそこそこ混んでいる車内で、ゴトゴトと揺れながら、そこだけひときわ明るく輝いていました。

炭酸飲料の販売機なのでこの揺れがちょっと心配ですが、買っている人は見かけませんでした。ちなみに値段は、JRの車内販売とは違い、上乗せはありませんでした。

なお、吊り広告にある〔梅だ!〕というのは、梅苑などではなく、大阪の梅田へ遊びに行きましょうという誘致キャンペーンで、これにもなんだか妙に感心してしまいました。

（京都事務所 うかい なゆみ）



レトロな駅舎

アルパック (株)地域計画建築研究所

ARCHITECTS, REGIONAL PLANNERS & ASSOCIATES, KYOTO

本 社	〒600 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82 (大和銀行京都ビル6階)	TEL (075)221-5132(代)
京 都 事 務 所		FAX (075)256-1764
大 阪 事 務 所	〒540 大阪市中央区城見1-4-70 (住友生命OBFプラザビル15階)	TEL (06)942-5732(代)
		FAX (06)941-7478
名 古 屋 事 務 所	〒460 名古屋市中区丸の内3丁目18番30号 (ツボウチビル2階)	TEL (052)962-1224(代)
		FAX (052)962-1225
東 京 事 務 所	〒160 東京都新宿区新宿2-5-16 (露ビル401号)	TEL (03)3226-9130(代)
		FAX (03)3226-9560
(株)九州地域計画 研 究 所	〒810 福岡市中央区天神1丁目15番1号 (日之出ビル6階)	TEL (092)731-7671(代)
		FAX (092)731-7673
(株)アルパックイン ターナショナル	〒540 大阪市中央区城見1-4-70 (住友生命OBFプラザビル15階)	TEL (06)965-2012(代)
		FAX (06)965-2014
(株)都市居住文化 研 究 所	〒604 京都市中京区東洞院通六角上ル 三文字町225 (朝陽ビル4階)	TEL (075)252-2231
		FAX (075)252-4417